公示送達８瀬税第２０号

公　示　送　達　書

令和８年１１月１６日

瀬戸市長　　川　本　雅　之

下記の書類受領者の住所、居所、事務所及び事業所が不明である及び外国において送達が困難であるため、地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。なお、送達すべき書類は当市税務課にて保管しており、申し出があればいつでも交付します。

	送達を受けるべき者	送達すべき書類の名称	摘要
1	ROSYANI　SITI　KOLIFAH	地方税法等の規定により送達する書類	

これらの書類は、地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日経過した時に書類の送達があったものとみなされます。